

排出基準（要約）

車両総重量の区分等	許 容 限 度		
	燃 料 の 種 類	窒素酸化物	粒子状物質
乗用車及び特種自動車 (注)	軽油を燃料とする自動車	0.48 g/km 100 ppm	0.055 g/km
車両総重量が 1700kg 以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	0.48 g/km	
	軽油を燃料とする自動車	0.48 g/km 100 ppm	0.055 g/km
車両総重量が 1700kg を超え 2500kg 以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	0.63 g/km	
	軽油を燃料とする自動車	0.63 g/km 130 ppm	0.06 g/km
車両総重量が 2500kg を超え 3500kg 以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	5.9 g/kwh 580 ppm	
	軽油を燃料とする自動車	5.9 g/kwh 340 ppm	0.175 g/kwh
車両総重量が 3500kg を超えるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	5.9 g/kwh 580 ppm	
	軽油を燃料とする自動車	5.9 g/kwh	0.49 g/kwh

(注) 特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 11 人未満のもの

【参考】 窒素酸化物と粒子状物質の許容限度の考え方

窒素酸化物

乗用車及び特種自動車（注） / 昭和 53 年度規制ガソリン車並
 車両総重量が 1700kg 以下のもの / 昭和 63 年規制ガソリン車並
 車両総重量が 1700kg を超え 2500kg 以下のもの / 平成 6 年規制ガソリン車並
 車両総重量が 2500kg を超え 3500kg 以下のもの / 平成 7 年規制ガソリン車並
 車両総重量が 3500kg を超えるもの / 平成 10,11 規制ディーゼル車並

粒子状物質

乗用車及び特種自動車（注）
 車両総重量が 1700kg 以下のもの
 車両総重量が 1700kg を超え 2500kg 以下のもの
 車両総重量が 2500kg を超え 3500kg 以下のもの
 車両総重量が 3500kg を超えるもの

平成 14、15、16 年規制（新短期規制）の 1 / 2 の値
 / 平成 10,11 規制ディーゼル車並

(注) 特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 11 人未満のもの